

国際教養大学C棟熱源機器等更新(Ⅱ期)工事に係る 条件付き一般競争入札の公募について

国際教養大学C棟熱源機器等更新(Ⅱ期)工事について次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、国際教養大学契約事務規程第10条の規定に基づき、公告する。

平成30年8月16日

公立大学法人国際教養大学 常務理事兼事務局長 磯貝 健

1 入札に付する事項

(1) 工事名及び数量

国際教養大学C棟熱源機器等更新(Ⅱ期)工事 一式

(2) 工事の仕様等

入札説明書及び設計書による。

(3) 履行期間

契約日から平成31年2月28日(木)まで

(4) 履行場所

秋田市雄和椿川字奥椿岱地内 公立大学法人国際教養大学

(5) 設計者

秋田市千秋矢留町7番9号

有限会社山下建築設備設計事務所 代表取締役 山下隆士

電話 018-835-3905/FAX 018-835-3939

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 国際教養大学契約事務規程第8条及び同規程第9条の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(3) 入札参加資格の確認の日において、秋田県及び公立大学法人国際教養大学の指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)に該当しないこと。

(5) 秋田県29・30年度建設工事入札参加資格者名簿の給排水冷暖房衛生設備工事A級に登載されていること。

(6) 秋田市、男鹿市、潟上市又は南秋田郡に本社を有しているもの。

(7) 過去2年間に国、地方公共団体、本学又はこれらに準ずる団体との間で当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した証(契約書及び当該契約に係る委託料の支払いを確認できる資料等)

(8) 以下に掲げる条件を全て満たした者を専任で主任技術者として配置できること。

ア 1級管工事施工管理技士の資格を有する者であること

イ 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(6ヶ月以上の雇用関係)にあること

(9) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格を有すると確認されていること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び設計書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-1292 秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱193-2

国際教養大学総務課施設管理・運転チーム 齊藤、小野

電話 018-886-5900

FAX 018-886-5910

(2) 入札説明書及び設計書の交付方法

国際教養大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第34号）第7条に規定する休日を除き、平成30年8月16日（木）から平成30年8月24日（金）までの期間、随時交付する。

4 入札参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次により理事長に申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類等

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 2-（5）～（7）を確認できる書類の写し
- ウ 2-（8）に掲げる者の資格証明等の写し
（合格証明書等の写し及び健康保険証の写し）

(2) 提出方法

持参又は郵送すること。

(3) 提出期間

国際教養大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第34号）第7条に規定する休日を除き平成30年8月16日（木）から平成30年8月30日（木）正午までとする。

(4) 提出場所

3-（1）に示す場所と同じとする。

5 入札執行の日時及び場所

平成30年9月3日（月）午前10時30分

国際教養大学 管理棟4階 講堂

6 入札及び契約の公表

落札者と契約を締結した後、以下の事項を公表する。

(1) 入札の方法

(2) 参加者の商号又は名称

(3) 入札結果（入札額を含む）

(4) 予定価格及び最低制限価格

(5) 契約の相手方の商号又は名称

7 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

国際教養大学契約事務規程第15条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

国際教養大学契約事務規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) その他

詳細は、入札説明書による。